

別記様式第29号（第14関係）

埼玉県公安委員会告示第 217 号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定を行ったので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月3日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤 久仁恵

1	申請者の氏名又は名称及び住所		株式会社アムテックス 東京都台東区東上野一丁目16番1号
	法人にあっては、その代表者の氏名		金子明利
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
		型式名	eバキ2LBM4
		製造業社名	株式会社アムテックス
	検定番号		510625
検定の有効期間		令和7年10月3日から3年間	
	申請者の氏名又は名称及び住所		
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	型式の概要	遊技機の種類	
		遊技機の区分	
		型式名	
		製造業社名	
	検定番号		
検定の有効期間			
	申請者の氏名又は名称及び住所		
	法人にあっては、その代表者の氏名		
	型式の概要	遊技機の種類	
		遊技機の区分	
		型式名	
		製造業社名	
	検定番号		
検定の有効期間			